

作業環境測定士 特例講習（個人サンプリング） 受講案内

（令和3年2月版）

（公社）日本作業環境測定協会・研修センター

講習の目的

作業環境測定士となるためには、作業環境測定士試験に合格後、登録講習機関において所定の登録講習を受ける必要があります（作業環境測定法第5条）。

今回開催します特例講習は、作業環境測定士登録証を有する既存測定士の方を対象に実施するものです。

この受講案内は、公益社団法人日本作業環境測定協会が東京労働局の登録を受けて実施する作業環境測定士登録講習のうち、特例講習の受講案内です。（詳細は 11 ページの別紙をご覧ください）

1. 受講資格（受講できる方）

第2種又は第1種講習を修了し、作業環境測定士の登録を受けている者

2. 講習会開催日程

当協会ウェブサイト講習会カレンダーに掲載しております。

〔当協会ウェブサイトトップページ→講習会カレンダー〕

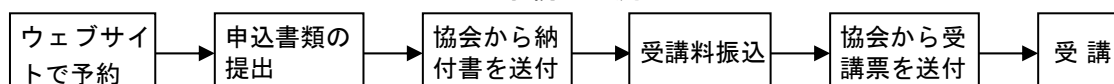
なお、ご不明な点はお電話でお気軽にお尋ねください。（Tel 03-3456-1601）

※特例講習は、東京では当協会のほか、中災防でも実施します。中災防主催の特例講習会の予定は同協会のウェブサイトをご覧ください。

3. 受講手続

受講申込み手続は次の手順で行います。

手続きの流れ



3.1 受講予約

①当協会ウェブサイト（<https://www.jawe.or.jp/>）にアクセスし、トップページ右上の「講習会の予約」をクリックしてください。

②講習会一覧画面が表示されます。受講する講習を選択後、必要事項を入力し、送信してください。

③申込フォームに入力されたメールアドレス宛に申込完了のメールが送信されます。

※予約は原則として web サイトで受け付けております。

3.2 申込書類の提出

予約後 10 日（土曜・日曜・祝休日を除く）以内に、受講申込書、写真、受講資格を証明する書類一式（次頁〈提出書類〉参照）を送付してください。提出書類が予約後 10 日以内に到着しない場合は、原則として予約取り消しとなります。予約の取り消し又は変更をされる場合は電話によりご連絡ください（変更手数料等は後述 6. 参照）。

〈提出書類〉

受講申請書等の様式は、当協会ウェブサイト (<https://www.jawe.or.jp/>) のダウンロードの項目に掲載しておりますので、ご利用ください。

① 受講申込書（当協会ウェブサイトに掲載）

受講申込書は、受講者ご本人様をご記入ください。（鉛筆での記入不可）。

また、予約返信メールに記載されている予約番号を所定の欄にご記入ください。

② 写真1枚（裏面に氏名記入のうえ、受講申込書に貼付してください。）

受講申込前6ヶ月以内に撮影したもので、縦3.5cm、横3.0cm、正面、脱帽、上三分身とし、画像が鮮明で本人確認が容易なものに限ります。

③ 受講資格を証明する書類

作業環境測定士登録証両面コピー（講習修了証不可）1部

注1：現に作業環境測定士である者を対象とした講習であるため、必ず作業環境測定士登録証コピー（両面）をご提出ください。

注2：万が一提出された書類に不備がある場合は、当協会より電話にてご連絡いたします。

3.3 受講料（消費税込み、テキスト代は含まれません。）

33,000円

3.4 受講料の振込み方法

①当協会に申込書が到着し書類等に不備がない場合は、振込期限を記載した受講料の納付書（所定の振込用紙）をご自宅宛に送付します。

②納付書を受領後、振込期限までに、ゆうちょ銀行にお振込みください。振込期限までに振込みの確認が取れない場合は、受講取り消しとみなしますのでご了承ください。やむを得ず振込みが振込期限より遅れる場合は、その期限までに必ずご連絡ください。

なお、現金書留、現金持参によるお取り扱いはしておりませんのでご了承ください。

振込手数料は振込者にてご負担ください。受講料の領収証は、払い込まれたときに発行される「振替払込請求書兼受領証」をもって代えさせていただきます。

4. 受講票の交付

(1)必要な受講申込書類がすべて提出され受講料の振込みが確認された後、原則として受講者の自宅宛に受講票（はがき）をお送りします。受講開始日の5日前になっても受講票が到着しない場合には電話にて必ずお問い合わせください。

(2)受講票の受講月日等をご確認ください。ご不明な点等がありましたら、必ずご連絡をお願いします。

5. 受講の取り消し（日数の計算には、土曜・日曜・祝休日を含みません。）

受講者の都合による受講の取り消しは、電話でご連絡いただき、いつ取り消したかを証明するための書類としてその日のうちにFAXによる連絡もお願いいたします。（FAXの形式自由。理由も簡単に添えてください。）

なお、取り消しに対する受講料の取り扱いは次表のとおりです。

〈受講料の返還〉

	事 由	返 還 額
1	主催者側の事由により、講習の全部ができなくなった場合	全額

2	交通スト、天災、地変等不可抗力の理由により講習の全部ができなくなった場合	全額
3	受講者の都合により講習の全部に参加できなくなった場合	
	① 受講申込受付日より受講開始日の 15 日前までに取消しの通知があった場合	全額の 90%
	② 受講開始日の 14 日前より同 5 日前までの間に取消しの通知があった場合	全額の 70%
	③ 受講開始日の 4 日前より同 2 日前までの間に取消しの通知があった場合	全額の 40%
④ 受講開始日の前日の取消しの通知若しくは講習日に欠席の場合	返還なし	

6. 受講日の変更又はキャンセルについて（日数の計算には、土曜・日曜・祝休日を含みません。）

（1）変更の手続き

申込後、受講日を変更する場合は、2021年1月までの間に予定している講習日程（席に空きがある場合のみ）のうち、空席がある場合の変更は1回に限り認めますので、電話連絡の上、その日のうちにFAXにて受講希望日を指定してください。

変更手数料は、お送りする納付書（所定の振込用紙）により指定期日までにゆうちょ銀行にお振込みください。入金確認後、受講票を自宅宛にお送りします。

変更を希望するが変更希望日に空きがない場合は、キャンセル扱いとなります。

（2）キャンセルの手続き

受講前に講習の受講をキャンセルする場合は、電話連絡の上、その日のうちにFAXによりキャンセルの連絡をお願いします。

なお、変更又はキャンセルの場合の手数料は次表のとおりです。

〈手数料〉

	事由	手数料
1	受講者都合により受講申込受付日より受講開始日の 15 日前までの間に変更又はキャンセルをした場合	無料
2	受講者都合により受講開始日の 14 日前より同 3 日前までの間に変更又はキャンセルをした場合	受講料の 10%
3	受講者都合により受講開始日の 2 日前以降に変更又はキャンセルの連絡をした場合	受講料の全額（返還しない）

7. 受講科目および時間（作業環境測定士規程第3条）

講習の時間等の詳細は、1日目の講習開始 10 分前から行うオリエンテーションで説明します。

（1）講習の時間割

会場は 8 時 40 分から入場できます。

1 日目 9:15～9:30 オリエンテーション
 " 9:30～16:50 講義（休憩時間を含む）

2 日目 9:00～12:10 講義（休憩時間を含む）
 " 13:10～13:40 修了試験（筆記）

- (2) 講習会場の退場時間 講習終了時まで。
(3) 講習会場での講義等の録音、写真撮影等はお断りします。

8. 修了試験について

修了試験は、筆記試験により実施します。筆記試験には、講習内容の他、作業環境測定士として実務上必要な知識も含まれます。

なお、修了試験は当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものです。
遅刻又は早退した場合は、修了試験の受験資格が失われますので、ご注意ください。(列車、バス等の遅れ等による遅刻の場合も受験資格が失われますのでご了承ください。遠方の方は、講習前日は会場近くに宿泊するなどの対策をとっていただくことをお勧めします。)

9. 修了証の交付等

修了証は、所定の講習時間の全部を受講し、修了試験に合格した方に後日郵送で交付します。その際、「原本と相違ない」旨の証明済の修了証コピーを同封致しますので、作業環境測定士登録証書換申請の際の提出書類としてご使用ください。

10. 講習当日の携行品

- (1) 受講票
- (2) 筆記用具 (鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、ボールペン (黒))
- (3) テキスト (「11. テキスト」参照のうえご注意ください)
- (4) 作業服 (2日目の実習で使用します。)
- (5) 講習会場の室温等は各自体感温度が異なりますので、調節できる服装でご参加ください。
特に、新型コロナウイルス感染症まん延防止のために、随時部屋の換気を行いますのであらかじめ、ご了承ください。

11. テキスト (書籍)

テキスト (当協会発行) は、2020年8月下旬に発刊予定の『作業環境測定のためのデザイン・サンプリングの実務—C・D 測定編—』(J-83) を使用しますので、事前に当協会図書・分析試料販売サイト (<https://www.jawe.or.jp/ec/>) より購入をお願いします。

12. 昼食など

会場近くにコンビニエンスストアや飲料の自動販売機があり、昼食用弁当の売店もあります。

13. 講習に関する問い合わせ・電話予約・「受講申込書」の送付先

(公社) 日本作業環境測定協会 研修センター
〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル6階
TEL 03-3456-1601
FAX 03-3456-5854
電話：月～金 (土・日・祝休日を除く)
9:00～12:00 13:00～17:00

14. 個人情報保護について

受講に関してご提供いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、適切に取り扱います。

また、この講習の運営のために使用いたしますが、他に当協会が行うセミナーの案内、各種

情報の提供等に利用させていただくことがあります。個人情報についてこのような利用に同意されない場合は、受講申込書で意思表示願います。

15. 免責事項について

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異、輸送機関等のサービスの停止、感染症、社会的騒乱、公権力による命令、その他の当協会の責に帰さざる理由によるサービスの停止・中断により講習会を提供できなかった場合、それにより受講者の皆様その他の第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いかねますので、予めよろしくご理解をお願いいたします。

16. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症予防のために、受講者の方には次のとおり対応をお願いいたします。

- ① 発熱、咳、その他通常とは異なる体調の場合は受講をお控えください。
- ② 受講の際は、マスクの着用をお願いします。
- ③ 講習会場は常時換気致します。暑い又は寒いなどそれぞれ感じ方は異なりますので、調節可能な服装でのご参加をお願いします。
- ④ 講義室の出入りの際は手指のアルコール消毒にご協力をお願いします。
- ⑤ 講習会場内での飲食は可能ですが、飲食時の感染防止のために飲食中の私語はお控えください。また、ゴミに関しては各自でお持ち帰りください。

(2) 当協会では次のとおり対策を実施します。

- ① 受付での検温を実施
- ② 可能な限り受講者間の座席の間隔をとる
- ③ 適宜部屋の換気の実施
- ④ 講義机等をアルコールにより消毒
- ⑤ 講師及び担当職員はマスクやフェイスシールド等を着用

【講習会場案内】
受講する日程により講習会会場が異なりますのでご注意ください。

1. 東京会場①

三田NNホール「スペースD」(三田NNビル地下1階)

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル地下1階
「三田NNホール」は、地下中庭に面したところにあります。

講習会会場①で開催される日程は下記のとおりです。

第6回：2021年3月25日～26日



JR 田町駅 三田口(西口)より 徒歩 8分
都営地下鉄三田線、都営地下鉄浅草線 三田駅 A9 番出口より 徒歩 2分

会場周辺宿泊施設 (会場までのおおよその所要時間)

ホテル ザ セレスティン東京芝 (徒歩5分)	電話 03-5441-4111
三田会館 (徒歩6分)	電話 03-3457-7411
東京グランドホテル (徒歩7分)	電話 03-3456-2222
ホテルグレイスリー田町 (徒歩9分)	電話 03-6699-1000
チサンホテル浜松町 (徒歩9分)	電話 03-3452-6511
ホテルヴィラフォンテーヌ浜松町 (徒歩9分)	電話 03-5730-6660

相鉄フレッサイン 東京田町 (徒歩12分)
スーパーホテル東京・芝(徒歩4分)
プルマン東京田町(徒歩6分)
くれたけインプレミアム浜松町(徒歩8分)

電話 03-5442-2031
電話 03-6670-9000
電話 03-6400-5855
電話 03-5476-2211

2. 札幌会場 (終了)
3. 岡山会場 (終了)
4. 広島会場 (終了)
5. 仙台会場 (終了)
6. 静岡会場 (終了)
7. 京都会場 (終了)
8. 水戸会場 (終了)

9. 郡山会場 令和3年3月1日～2日

郡山ビューホテルアネックス 雲水峰 (会場が変更になりました)

〒963-8004 郡山市中町10-10



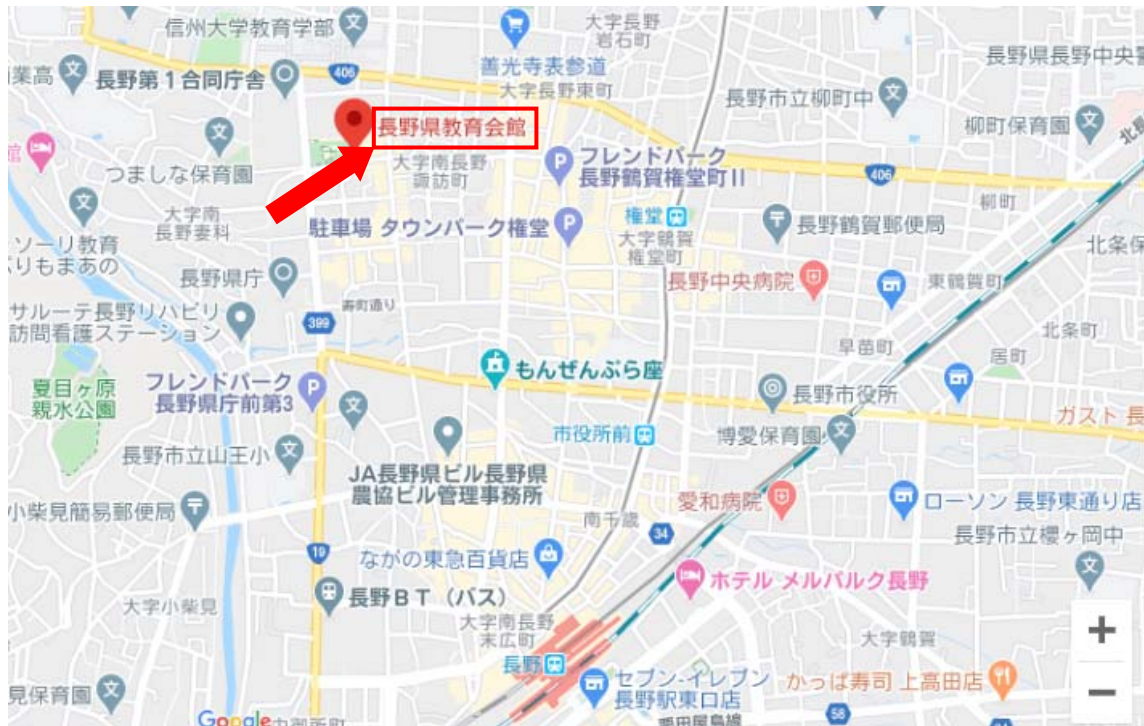
交通機関

郡山駅より徒歩5分 約360m

10. 長野会場 令和3年3月15日～16日

長野県教育会館 ホール

〒380-0846 長野県長野市旭町1098



交通機関

長野電鉄 権堂駅より徒歩10分

JR長野駅 善光寺からバスご利用の場合

アルピコバス「ぐるりん号」または「県庁・合同庁舎経由自治会館」行き
「合同庁舎前」下車から 徒歩3分

アルピコバス「びんずる号」または「宇木」行きか「若槻東条」行き
「権堂入口」下車から 徒歩7分

申込前6か月以内
正面、脱帽、
上3分身
3.5cm×3.0cm
裏面に氏名記入
写真貼付

作業環境測定士講習 (個人サンプリング法に関する特例講習) 申込書

フリガナ				②生年月日	昭和 平成	年	月	日	年齢	歳	
①氏名									性別	男 女	
③住所 (自宅)	〒 都道府県						TEL	- -			
④受けようとする科目	作業環境について行うデザインサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの					⑧受講に関して					
						予約番号	※予				
⑤受けようとする講習	個人サンプリング法に関する特例講習					受講日	令和 年 月 日から 月 日 までの講習				
⑥受講資格	作業環境測定士の登録修了者					※整理No.					
⑦添付書類	作業環境測定士登録証の両面コピー					※整理No. (再)					
	登録証の番号(-)					※整理No. (変更)					
						※受講番号					

令和 年 月 日 氏名

登録講習機関
公益社団法人 日本作業環境測定協会 殿

⑨勤務先の名称	⑩所属 部 課 名	⑪所在地 〒 TEL - - FAX - -	⑫最終学歴	⑬履 歴	科 目	修了年月日	受講予定日 (申込済)
					共通科目	年 月 日	年 月 日
					鉍物性粉じん	年 月 日	年 月 日
					放射性物質	年 月 日	年 月 日
					特定化学物質	年 月 日	年 月 日
					金 属 類	年 月 日	年 月 日
					有 機 溶 剤	年 月 日	年 月 日
					A コ ー ス	年 月 日	年 月 日
					B コ ー ス	年 月 日	年 月 日
					C コ ー ス	年 月 日	年 月 日

⑬ ご記入いただいた個人情報につきましては、この講習の運営のために使用いたしますが、他に当協会が行うセミナーの案内、各種情報の提供等に利用させていただくことがあります。個人情報のこのような利用に同意されない場合は、右の□にチェックマーク☑をご記入下さい。 同意しない□

※下記には記入しないで下さい。

受付月日	振込票発行	入金日	受 講 票			再 受 講			修 了 証
			発 行	変 更	再発行	通 知	受 付	受講票	修了年月日
不 足	再・変更	再・変更							修了証番号

個人サンプリング法に関する特例講習とは

○令和3年4月1日から、労働安全衛生法第65条の作業環境測定の方法として「個人サンプリング法」（下記参考1参照）が新たに追加されます。

○現在作業環境測定士の登録をされている皆様は、「個人サンプリング法」を用いたデザイン・サンプリングについて行う「9時間の講習」を修了し、登録証の書替を行うことにより、「個人サンプリング法」を行うことができます。

○当協会では、東京労働局の登録を受けた講習機関としてこの「個人サンプリング法」に係る9時間の法定講習を実施します。

○このうち、令和2年度に実施するものを「特例講習」と呼んでおり、当協会では本年10月19～20日の第1回から令和3年3月までの間に6回の実施を予定しております。

○また、令和3年度（令和3年4月～）からは、作業環境測定士登録講習の一部として「個人サンプリング法」に係る9時間の講習を行います。内容は令和2年度実施の「特例講習」とまったく同じ9時間の講習ですので、どちらを受講しても違いはありません。

○従って、令和2年度（令和3年3月末まで）に行う「特例講習」を受講しないと個人サンプリング法による測定を実施できる資格を得る機会が失われるということはありません。

令和3年度以降も毎年受講の機会がありますのでご都合に合わせて受講してください。

（参考1）「個人サンプリング法」は、試料採取機器を労働者の身体に装着して単位作業場所の気中濃度を測定する方法を言います。

個人サンプリング法は、現に行われているA測定に相当するC測定と、B測定に相当するD測定（ただし15分間の測定）があります。

（参考2）個人サンプリング法で行うことができる測定

個人サンプリング法による測定を行うことができる測定は、次のとおりです。

個人サンプリング法の測定対象作業場所

◇法第65条の作業環境測定のうち、次の測定は、A・B測定又はC・D測定（注：個人サンプリング法による測定）のいずれかを選んで実施することができます。

- 1 労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質のうち以下の13物質及び鉛を取り扱う作業場所における測定
 - ベリリウム及びその化合物
 - インジウム化合物
 - オルト-フタロジニトリル
 - カドミウム及びその化合物
 - クロム酸及びその塩
 - 五酸化バナジウム
 - コバルト及びその無機化合物
 - 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)
 - 重クロム酸及びその塩
 - 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
 - トリレンジイソシアネート
 - 砒（ひ）素及びその化合物
 - マンガン及びその化合物
 - 鉛

2 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤等（第一種有機溶剤等、第二種有機溶剤等及び特別有機溶剤等）に係る測定のうち、塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる場所における測定

(参考3) 令和2年4月の特定化学物質障害予防規則の改正により、金属アーク溶接作業を継続して行う事業場では、令和3年4月1日から令和4年3月末日までの1年間にアーク溶接作業者に個人サンプラーを装着して溶接ヒュームを測定することが義務付けられました。

(令和4年度以降も、溶接の作業方法を変更する場合などについてはあらかじめ溶接ヒュームを測定することが義務付けられています。)

作業環境測定士が令和2年度に行われる特例講習又は令和3年4月以降の登録講習の一部として行われる9時間の講習を受講することで、この溶接ヒュームの測定を行う最も適した人材となります。

この意味でも、多くの測定士の皆様に個人サンプリング法に係る9時間の講習を受講されることをお勧めします。